



新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を受けた対応について（4月13日更新）

日本製鉄株式会社（以下、日本製鉄）は、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を踏まえ、宣言の対象となる都道府県内の事業拠点において、4月8日より以下の対応を実施しています。

1. 対象事業拠点（【 】は所在地）

本社【東京都】

支社・支店：大阪支社【大阪府】、北海道支店【北海道】（※2）名古屋支店【愛知県】（※1）、九州支店【福岡県】

製鉄所：東日本製鉄所／君津地区（東京鋼管部含む）【千葉県・東京都】

名古屋製鉄所【愛知県】（※1）

関西製鉄所／和歌山地区（堺）、製鋼所地区【大阪府】、尼崎地区【兵庫県】

瀬戸内製鉄所／広畑地区【兵庫県】、阪神地区（堺・大阪・神崎）【大阪府・兵庫県】

九州製鉄所／八幡地区【福岡県】

研究所：REセンター（富津）【千葉県】、尼崎研究開発センター【兵庫県】、

上記製鉄所内 各技術研究部

（※1）愛知県の緊急事態宣言（4月10日付）を受け、愛知県内の事業拠点においても実施。

（※2）北海道・札幌市の緊急共同宣言（4月12日付）を受け、北海道支店においても実施。

2. 対応方針・内容

（1）従業員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、テレワーク可能な従業員については、原則、在宅勤務とします。出勤する従業員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。（本社従業員は3月下旬より実施）

また、製鉄所の生産についても、最大限の感染防止対策を講じたうえで、最小限の従業員にて行っていきます。

（2）会社での面着での会議は禁止とし、必要に応じてWeb会議等のICTツールにて対応します。

（本社従業員は3月下旬より実施）

（3）国内外への出張は、原則禁止とします。（全社で継続中）

日本製鉄は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客さまや従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

お客さまを始めとする関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

以上